

震災 30 年を踏まえた災害対応力の向上 (災害時要援護者支援の推進)

令和 6 年能登半島地震において、施設の被災により福祉避難所が開設できない、避難所での電源や通信手段の確保ができないなどの課題が浮き彫りになりました。いつ発生するか分からない災害に備えるため、本市では福祉避難所の機能強化や、災害時要援護者の支援について地域の実情や支援体制を踏まえた見直しを図ります。

1. 福祉避難所の電源確保

本市では、計 405 箇所を福祉避難所に指定しており、そのうち、市が要請した場合に避難所として速やかに開設する、本市独自の「基幹福祉避難所」(特別養護老人ホーム)を 21 箇所指定しています。

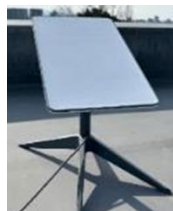
災害時の大規模な停電時においても、要援護者の受け入れに必要な電源を確保し、基幹福祉避難所の開設・運営ができるよう、ポータブル電源と太陽光発電が可能なソーラーパネルを各施設1台配備します。



例) ポータブル電源

2. 衛星通信回線の導入

能登半島地震で有用性が明らかになった衛星通信回線を、各基幹福祉避難所に導入することで、応急期の通信環境を確保し、各区や本庁関係部署などの行政関係機関と基幹福祉避難所との情報共有体制を構築します。



例) アンテナ



例) 衛星通信回線

3. 福祉避難所の訓練助成拡充

本市では、社会福祉施設が福祉避難所の開設訓練を実施した際の経費について、これまで初回の訓練実施に限り、1 施設 10 万円を上限に助成制度を設けていますが、令和7年度より、2回目以降の訓練についても、2年に1回に限り、1施設5.5万円を上限に助成を行います。

災害時に福祉避難所の機能を発揮するためには、平時からの継続的な訓練がかかせません。これにより、多くの福祉避難所指定施設の訓練実施を支援し、発災時の要援護者の受入体制の一層強化を図ります。

	拡充前	拡充後
初回	1 施設につき上限 10 万円	1 施設につき上限 10 万円
2 回目以降	—	1 施設につき上限 5.5 万円 (2 年に 1 回)



例) 福祉避難所開設・運営訓練

※福祉避難所

避難所のうち要援護者が安心して避難生活を送るために特別の配慮がなされた避難所。
災害が生じ、一般の避難所では生活が困難な要援護者のために、市の判断で、二次的に開設する。

※基幹福祉避難所

災害発生時に市が要請した場合に速やかに開設するほか、震度6弱以上の地震が発生した場合は、市の要請を待たずに施設運営者が開設準備を完了させ、要援護者の受け入れに即時に対応する避難所。